

W T O ・ F T A 交渉に関する意見書

W T O 農業交渉は、今後の交渉の前提となる大枠合意がなされたが、具体的な数値などは今後の交渉に委ねられている。

農産物輸出国から要求されている上限関税の設定や高関税品目の大幅引き下げ、関税割当数量の大幅拡大などは、日本農業への打撃はもとより食料の安全・安定、環境などにも大きな影響を与える。また、一部の農産物輸出国が実施している国内農家への手厚い補助や輸出補助政策については改善されていない。

このような公平さを欠いた交渉を是正し、地球規模での食料・環境問題を解決するため、各国が自国の生産資源を最大限活用し、共生・共存できる「新たな農産物貿易ルールの確立」が求められている。

また、F T A 交渉において東南アジア各国から農産物の貿易自由化が求められている。これまでも、工業製品の輸出自由化のために農業分野が大幅な譲歩を強いられ、食料や農業は大きな影響を受けてきました。

W T O 及び F T A における農業分野の交渉にあたっては、農業の多面的機能の発揮と食料の安全保障、各国の農業の共存と食料自給率向上が可能な貿易ルールの実現を強く求める

よって、政府におかれては、下記事項について実現に向けた努力を求める。

記

1. W T O 農業交渉では、世界的な飢餓の拡大や地球規模での環境悪化につながることを防ぐよう、農林水産業の多面的機能の発揮や食料自給の向上、各国の多様な農林水産業が共生・共存できる貿易ルールに改めるよう確固たる姿勢で臨むこと。
2. 上限関税の設定や関税割当数量の一律的・義務的拡大には断固反対すること。
3. 国内農林水産業の維持を可能とする関税率水準や国家貿易体制、特別セーフガードの維持などの国境措置を確保し、急速な市場開放には絶対に応じないこと。
4. 行き過ぎた A M S （助成合計量）削減の是正と、「緑の政策」の要件緩和など国内支持政策に関する適切な規律を確保すること。
5. 東アジア諸国との F T A 交渉では、農林水産物の関税撤廃・削減は、国内農業へ打撃を与え、W T O 農業交渉や他国との交渉に重大な影響を与えることから、絶対に行わないこと。
6. W T O ・ F T A 交渉についての情報公開を徹底し、各国の農業者や消費者・市民の声を反映すること。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出する。

平成 1 6 年 1 2 月 1 5 日

岐阜県郡上市議会

内閣総理大臣
農林水産大臣 様